



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）… 2
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 5
- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（行政改革推進課）…………… 6
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 6
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 8
- 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（青少年・児童家庭課）…………… 15
- 母子健康法に基づく費用の徴収に関する規則を廃止する規則（健康増進課）…………… 16
- 沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則（物品管理課）…………… 17

告 示

- かいの指定（財政課）…………… 17
- かいの指定の解除（財政課）…………… 17

訓 令

- 陳情等処理規程の一部を改正する訓令（広報課）…………… 17
- 沖縄県消防学校非常勤講師設置規程（防災危機管理課）…………… 18
- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 19
- 法律顧問設置規程の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 21
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 21
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課）…………… 31
- 沖縄県行政考査規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課）…………… 31
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課）…………… 32
- 沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）…………… 32
- 社会福祉法人等指導監査専門員設置規程の一部を改正する訓令（福祉保健企画課）…………… 33
- 沖縄県介護給付適正化支援員設置規程（高齢者福祉介護課）…………… 33
- 沖縄県女性相談員設置規程等の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）…………… 34
- 沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）…………… 35
- 虐待専門カウンセラー設置規程等の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）…………… 36
- 施設医療給付専門指導員設置規程及び沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（障害保健福祉課）…………… 38
- 精神医療診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令（障害保健福祉課）…………… 38
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課）…………… 38

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 39

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 41

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第29号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「報酬」の次に「及び費用弁償」を、「支給方法」の次に「等」を加え、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（支給方法）

第6条 報酬の額が月額及び日額以外で定められている嘱託員等の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における別表第2に定める報酬の額に基づいて計算した額を、報酬の額が日額で定められている嘱託員等の例により支給する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（報酬の減額）

第3条 嘱託員等が、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合（無給休暇による場合を除く。）を除き、その勤務しない時間1時間につき、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して報酬を支給する。

- (1) 月額で定められている報酬 報酬の月額を任命権者が定める1か月当たりの勤務時間数で除して得た額
- (2) 日額で定められている報酬 報酬の日額を正規の勤務時間数で除して得た額
- (3) 時間で定められている報酬 その額
- (4) 前3号以外で定められている報酬 前3号に準じて算出した額

2 前項各号に規定する額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号に規定する勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

別表第1中

沖縄県観光審議会委員	日額 9,300
博物館・美術館協議会委員	日額 9,300

を

沖縄県観光審議会委員	日額 9,300
------------	----------

に、

沖縄県教科用図書選定審議会	委員	日額 9,300
	調査員	日額 9,300
沖縄県心身障害児適正就学指導委員会	委員	日額 9,300
	調査員	日額 9,300

を

沖縄県心身障害児適正 就学指導委員会	委 員	日額 9,300
	調 査 員	日額 9,300
沖縄県教科用図書選定 審議会	委 員	日額 9,300
	調 査 員	日額 9,300

に、

新沖縄県史編集委員会	委 員	日額 9,300
	専門部会委員	日額 9,300

を

新沖縄県史編集委員会	委 員	日額 9,300
	専門部会委員	日額 9,300
博物館・美術館協議会委員		日額 9,300

に改める。

別表第2中

消防学校舎監

月額 144,900

を

消防学校舎監	日額 9,300
消防学校非常勤講師	講義等1時間 につき 2,770

に、

沖縄県情報技術嘱託員	日額 9,300	旅費条例の規定の適用を 受ける職員の旅費相当額
沖縄県放射能調査員	日額 10,700	

を

沖縄県情報技術嘱託員	日額 9,300	旅費条例の規定の適用を 受ける職員の旅費相当額
沖縄県地域づくり応援員	日額 10,400	
沖縄県放射能調査員	日額 10,700	

に、

県民相談業務等嘱託員	県民相談員	日額 10,400
	総合案内員	日額 8,400

を

総合案内員	日額	8,400	に、
民間非営利活動支援相談員	日額	8,400	を
新しい公共支援事業嘱託員	日額	8,400	
民間非営利活動支援相談員	日額	8,400	に、
有料老人ホーム専門指導員	日額	12,300	を
有料老人ホーム専門指導員	日額	12,300	
介護給付適正化支援員	日額	12,300	に、
母子自立支援員	日額	9,900	を
認可外保育施設専門指導員	日額	12,300	
母子自立支援員	日額	9,900	に、
深層水技術嘱託員	日額	7,000	を
米穀等流通事務嘱託員	日額	9,800	
深層水技術嘱託員	日額	7,000	に、
沖縄県伝統工芸製品検査員	日額	7,200	を
工芸技術指導講師	講義1時間につき	2,770	
沖縄県伝統工芸製品検査員	日額	7,200	に、
沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員	日額	7,500	を

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員	日額 10,000	に、
沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー	日額 7,860	を
沖縄県障害者職業訓練トレーナー	日額 7,860	
沖縄県障害者職業訓練コーチ	日額 7,860	に、
理科支援員等コーディネーター	日額 9,300	を
スクールソーシャルワーカー	日額 9,300	
中一サポーター	日額 9,300	
スクールソーシャルワーカー	日額 9,300	に、
警察安全相談員	日額 7,700	を
教育指導官	日額 13,500	
警察安全相談員	日額 7,700	に改め

別表第3中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。
 様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第30号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表イの表第2号区分の項第5号中「第3号」の次に「及び第4号」を加え、同項第9号中「第8号」を「第9号及び第10号」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 平成18年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの

別表イの表第3号区分の項第10号中「第2号区分の項第4号」を「第4号並びに第2号区分の項第5号」に改め、同項第15号中「第1号区分の項第8号及び第2号区分の項第8号」を「第1号区分の項第9号及び第10号並びに第2号区分の項第9号」に改め、同項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

16 平成18年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもののうち、平成19年4月以後の病院事業企業職員給与条例第5条第1項の規定による管理職手当でその額が77,100円であるものの支給を受けていたもの

別表イの表第4号区分の項第6号中「第3号及び第3号区分の項第6号」を「第4号並びに第3号区分の項第8号及び第9号」に改め、同項第16号中「6級であつたもの」の次に「(第3号区分の項第16号に掲げる者を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第31号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成23年沖縄県規則第30号)の一部を次のように改正する。

本則中「上原良幸」を「高良倉吉」に、「与世田兼稔」を「川上好久」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第32号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第109条第1項中「3.1パーセント」を「3.0パーセント」に改める。

第121条の見出し中「広告」を「公告」に改める。

第164条第1項中「物品受払通知書」を「物品受払通知者」に改める。

第169条第2項中「物品取扱者を経て)」を「物品取扱者)」に改める。

別表第2中	「 福祉保健所(宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。) 中央保健所	総務企画班の班長 総務班の班長	を
-------	--------------------------------------	------------------------	---

「 福祉保健所(宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。)	総務企画班の班長	に、
--------------------------------	----------	----

「 水産海洋研究センター(支所を除く。)	企画管理班の班長	を
----------------------	----------	---

「 水産海洋技術センター(支所を除く。)	企画管理班の班長	に、
----------------------	----------	----

「 土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。）	庶務班の班長 中部土木事務所管理班の主幹	を
「 土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。）	庶務班の班長 中部土木事務所維持管理班の主幹	に、
「 総合精神保健福祉センター 動物愛護管理センター	主幹 主幹	を
「 総合精神保健福祉センター 工芸振興センター 動物愛護管理センター	主幹 主幹（主幹を置かない場合は主査） 主幹	に、
「 計量検定所 水産業改良普及センター	主査 主幹	を
「 計量検定所	主査	に改める。

別表第3中	「 八重山事務所総務課の出納員	農業研究センター石垣支所 水産海洋研究センター石垣支所 八重山福祉保健所 八重山農林水産振興センター 八重山土木事務所 新石垣空港建設事務所	を
-------	--------------------	---	---

「 八重山事務所総務課の出納員	農業研究センター石垣支所 水産海洋技術センター石垣支所 八重山福祉保健所 八重山農林水産振興センター 八重山土木事務所	に改める。
--------------------	---	-------

別表第4 出納事務局の出納員の項中「財務課」を「総務課」に、

「	住宅課の金銭分任出納員	県営住宅の使用料の収納及び入居敷金の受入れに関すること。	を
	商工振興課の金銭分任出納員	生産物売却の費用の収納に関すること。	
「	住宅課の金銭分任出納員	県営住宅の使用料の収納及び入居敷金の受入れに関すること。	に改め、同表八重山事務

所総務課の出納員の項中「水産海洋研究センター石垣支所」を「水産海洋技術センター石垣支所」に、

「	八重山農林水産振興セン	八重山農林水産振興セン
---	-------------	-------------

	ター及び八重山土木事務所の金銭分任出納員	ター又は八重山土木事務所に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。
	新石垣空港建設事務所の金銭分任出納員	公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。

を

	八重山農林水産振興センター及び八重山土木事務所の金銭分任出納員	八重山農林水産振興センター又は八重山土木事務所に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。
--	---------------------------------	--

に改める。

別表第5の15の項支出調書に証拠書類として添付する主な書類の欄中「登記済証写」を「全部事項証明書」に改める。

別表第8 給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（ただし、次項の経費を除く。）の項中「農林水産部農林水産企画課予算経理班」を「農林水産部農林水産総務課予算経理班」に、「土木建築部土木企画課予算経理班」を「土木建築部土木総務課予算経理班」に、「総務課給与制度班」を「総務課総務班」に改める。

様式第53号（その1）及び様式第53号（その2）中「3.1パーセント」を「3.0パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第33号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類」を「次に掲げる書類」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該住宅が施行令第37条の18の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類
- (2) 当該住宅に居住していることを明らかにする住民票等の書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

第23条の3第2項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類」を「次に掲げる書類」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

- (2) 当該土地の上にある住宅に居住していることを明らかにする住民票等の書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

第24条中「、法第73条の27の6第2項、法第73条の27の7第3項」を「若しくは法第73条の27の6第2項」に改める。

第26条第1号中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改め、同条第2号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第38条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる事業のうち障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業第49条第4号を次のように改める。

- (4) 公益財団法人沖縄県ゆうな協会

別表26の項中「第32条の3」を「第32条」に改め、同表46の項を次のように改める。

46 条例第32条第1項の計算書	個人県民税徴収取扱費に関する報告（交付請求）書（その1）	第67号様式
	個人県民税徴収取扱費に関する報告（交付請求）書（その2）	第67号様式の2

別表63の2の項中「第63条第4項」の次に「及び第71条第4項」を加え、「不動産取得税課税標準の特例適用申告書（家屋）」を「不動産取得税課税標準の特例・減額適用申告書」に改め、同表68の2の項を削り、同表104の項の次に次のように加える。

104の2 第39条第2項の証明書	生計同一証明書	第131号様式の2
	常時介護証明書	第131号様式の3

別表139の2の項を削る。

第67号様式を次のように改める。

第67号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

個人県民税徴収取扱費に関する報告（交付請求）書（その1）							
沖縄県知事 殿		年 月 日					
		市町村長					印
下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの取扱費について、報告（請求）します。							
交付請求額 ①						円	
納税義務者区分	均等割のみ②	所得割のみ③	均等割と所得割のみによるもの④	合計⑤ =②+③+④	政令で定める金額⑥	納税義務者数に係る請求額 = ⑤ × ⑥	

前回累計分	A 普通徴収分	人	人	人	人		円
	B 特別徴収分						
	C 普通徴収、特別徴収の両方で納めているもの						円
	D 納税義務者数計 A+B+C						
	E 賦課決定取消分△	△	△	△	△		
	小 計D-E						
今回提出分	A 普通徴収分						
	B 特別徴収分						
	C 普通徴収、特別徴収の両方で納めているもの						円
	D 納税義務者数計 A+B+C						
	E 賦課決定取消分△	△	△	△	△		
	小 計D-E						①
累計	A 普通徴収分						
	B 特別徴収分						
	C 普通徴収、特別徴収の両方で納めているもの						円
	D 納税義務者数計 A+B+C						
	E 賦課決定取消分△	△	△	△	△		
	計D-E						

(注) 1 普通徴収、特別徴収の両方で納めているものについてはA、Bには記載せずCに記載する。

2 今回提出分のEの内訳 ②：普徴 人、特徴 人、 ④：普徴 人、特徴 人
第67号様式の次に次の1様式を加える。

第67号様式の2 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

個人県民税徴収取扱費に関する報告 (交付請求) 書 (その2)	
沖縄県知事 殿	年 月 日
	市町村長 印
下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの取扱費について報告 (請求) します。	
交付請求額 = (① + ⑦)	円
	円

県に払い 込んだ県 民税の金額	内 訳	A	税 額		① = H × 7 %	
		B	延 滞 金			
		C	過少申告加算金			
		D	不申告加算金			
		E	重 加 算 金			
		F	A + B + C + D + E 計			
		G	還付し、又は充 当した金額 (=③)	△		
		H	差引き計 F - G			
請求時のあん分率 ② ()						
I	市町村が還付し、又は充当した 過誤納金額		円	県民税 相当額	③ = I × ②	円
J	市町村が還付し、又は充当した 過誤納金額に係る還付加算金額				④ = J × ②	
K	市町村が交付した納期前納付の 報奨金額				⑤ = K × ②	
L	法第37条の4の規定により控除 されるべき額で同条の所得割の 額から控除することができなか った金額を市町村が還付し、又 は充当した金額			⑥		
小 計 = (③ + ④ + ⑤ + ⑥)					⑦	円
備考	現 年度別 年繰					

(注) この報告書は、現年課税の分と滞納繰越の分を別々に作成し、その区別について備考欄の該当個所を○で囲むこと。

第79号様式の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第85号様式の2を次のように改める。

第85号様式の2 (用紙 日本工業規格A4横長型)

課税標準の特例 額 不動産取得税 減 適用申告書

※本枠内のみご記入ください。

申告者	住所(所在地)	年 月 日
氏名(名称)	フリガナ	
印	電話番号	

沖縄県 県税事務所長 殿 事務所

家屋	取得不動産	所在地	課税番号	課税額(当初税額)
家屋番号	居室床面積	用途	取得形態	取得
㎡	㎡	専用住宅 □ 併用住宅 □ 共同住宅 □	単独取得 □ 共有(特分) □	円

第1項の規定により、沖縄県税条例第63条 第3項

○特別適用住宅の区分

新築住宅(新築・増築・改築)	床面積	㎡(住宅部分)	控除額
□ 新築未使用住宅(建売・マンション等)の購入	50㎡以上240㎡以下	→	350万円
□ 既存住宅(中古住宅)の購入等	※新築の共同住宅は40㎡以上240㎡以下		420万円
□ 特別適用既存住宅(自己居住用の中古住宅)	※サービスマス付き高齢者向け住宅は30㎡以上240㎡以下		450万円

個人が自己の居住用として取得したもの → 居住確認 □ 住民票 □ その他(免許証等)

昭和57年1月1日以降に新築されたもの → 新築年月日 □ 耐震証明(昭和56年以前新築で取得日前2年以内に証明)

【控除計算式】

評価額 - 控除額 = 課税標準額 (≤120,000(免税点)の場合は全額控除)

課税標準額(千円未満切捨) × 3% = 納付すべき税額(百円未満切捨)

土地	取得不動産	所在地	課税番号	課税額(当初税額)
地目	地積	取得理由	取得形態	取得
㎡	㎡	□ 売買 □ 贈与 □ その他()	単独取得 □ 共有(特分) □	円

第1項 第2項

○特別適用住宅(新築住宅用)用の土地

特別適用住宅

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
新築年月日	土地取得日	新築年月日	土地取得日

○特別適用既存住宅(自己居住用の中古住宅)用の土地

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
新築年月日	土地取得日	新築年月日	土地取得日

【減額計算式】

$$\left[\frac{\text{土地の評価額} \times 1/2}{\text{土地の地積}} \right] \times \left[\frac{\text{住宅面積} \times 2}{(\text{最高}200\text{㎡})} \right] \times 3\% = \text{減額すべき額 (一円未満切捨)}$$

※45,000より小さい場合は45,000円

当初税額 - (減額すべき額、又は45,000円の多い額) = 納めるべき税額(百円未満切捨)

※簡易計算 当初税額 ≤ 45,000円 } 減額適用となる者でいずれかの場合には全額減
土地面積 ≤ 住宅面積 × 2 (最高200㎡)

備考 1 この申告書は、沖縄県税条例第63条第4項若しくは第71条第4項の規定、又はその両方の規定による申告に用いてください。

2 適用のための事実関係が確認できる書類(住民票、不動産の全部事項証明書等)を添付してください。

納付書交付(要・済・選付)

第90号様式の2を削る。

第93号様式中「第73条の2第8項」を「第73条の2第7項」に、「第73条の27の4第12項」を「第73条の27の4第2項」に改め、「第73条の27の7第3項」を削る。

第101号様式(備考)2を次のように改める。

- 2 「利用料金」欄は、ゴルフコースの使用料及びゴルフコースの使用料以外の料金であつて、名義のいかんを問わずゴルフ場の利用の対価又は負担として徴収されるすべてのもの(選択的利用の対価又は負担として支払う料金を除く。)の合計額を記入してください。

第101号様式(備考)3を削る。

第101号の2様式(備考)1中「税率の等級基準となった利用料金」を「非会員が平日の利用について支払うべきゴルフコースの使用料及びゴルフコースの使用料以外の料金であつて、名義のいかんを問わずゴルフ場の利用の対価又は負担として徴収されるすべてのもの(選択的利用の対価又は負担として支払う料金を除く。)の合計額」に改める。

第128号様式中「第118条第2項」を「第118条第1項第1号」に改める。

「明

第129号様式中「第118条第2項」を「第118条第1項第2号」に改め、大を削る。

昭

第130号様式中「第118条第3項」を「第118条第1項第4号又は第5号」に改める。

第131号様式(裏)中「明・大・昭」を削り、(注)1を次のように改める。

1 申請の際に、次の資料を添付すること。

- (1) 外観図及び改造部分詳細図(陸運事務所に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しでもよい。)又は改造部分の写真
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) その他必要な書類
 - ア 法人使用の自家用車の場合にあつては、定款の写し又は現在事項全部証明書、事業実施に必要な手続が済んでいることが確認できる書類及び運行目的・実績を証明する書類
 - イ 個人使用の自家用車の場合にあつては、次の書類
 - (ア) 介護手帳又は医師の診断書等運行目的を証明する書類
 - (イ) 申請者が身体障害者等でないときにあつては、身体障害者等との関係を証明する書類
 - ウ 事業用自動車の場合にあつては、事業許可書の写し

第131号様式の次に次の2様式を加える。

第131号様式の2(用紙 日本工業規格A4縦長型)

生 計 同 一 証 明 書			
身 体 障 害 者 等		左 と 生 計 を 一 に す る 者	
住 所		左に自動車運転者等のため	住 所
			氏 名
氏 名			生 年 月 日 及 び 年 齢
			職 業
生 年 月 日 及 び 年 齢			身 体 障 害 者 等 と の 関 係
職 業			運 転 免 許 証 番 号
		住 所	
手 帳 番 号		自	氏 名

手帳交付 年 月 日		動車の所有者又は使用者	生 年 月 日 及 び 年 齢	
			職 業	
身体障害者等 との 関係				
登録番号又は 車 両 番 号				
障 害 名			自 動 車 の 使 用 目 的	

上記右欄の者は、左欄の者と生計を一にし、その者の通学、通院、通所又は生業のために運転する者であることに相違ないことを証明する。

年 月 日

福祉事務所長
町 村 長
福祉・援護課長
保 健 所 長

印

(注) この証明書は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者については福祉事務所長又は町村の長が、戦傷病者手帳の交付を受けている者については福祉・援護課長が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については保健所長が発行するものとし、障害名の欄には、障害の区分を記入してください。

第131号様式の3 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

常 時 介 護 証 明 書

第 号

年 月 日

殿

福祉事務所長
町 村 長
福祉・援護課長
保 健 所 長

印

下記の自動車は、専ら身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものであることを証明する。

記

登 録 番 号	

身体障害者等	氏 名			
	住 所			
運 転 者	氏 名	身体障害者 等との関係		
	住 所	電話番号		
	運転免許 証の番号			
既に減免措置の 適用を受けている 自動車の有無	有・無			

(注)「既に減免措置の適用を受けている自動車の有無」欄は、有の場合には、当該自動車等の登録番号又は車両番号を記入してください。

第173号様式の3(注)を次のように改める。

(注) 申請の際に、次の資料を添付すること。

- 1 外観図及び改造部分詳細図(陸運事務所に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しでもよい。)又は改造部分の写真
- 2 自動車検査証の写し
- 3 その他必要な書類
 - (1) 法人使用の自家用車の場合にあつては、定款の写し又は現在事項全部証明書、事業実施に必要な手続が済んでいることが確認できる書類及び運行目的・実績を証明する書類
 - (2) 個人使用の自家用車の場合にあつては、次の書類
 - ア 介護手帳又は医師の診断書等運行目的を証明する書類
 - イ 申請者が身体障害者等でないときにあつては、身体障害者等との関係を証明する書類
 - (3) 事業用自動車の場合にあつては、事業許可書の写し

第173号様式の4及び第173号様式の5を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第79号様式の2の改正規定、第101号様式の改正規定及び第101号の2様式の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 2 改正後の第38条の規定は、この規則の施行の日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 この規則による改正後の沖縄県税条例施行規則第52条の規定により準用する同規則第38条の規定は、平成25年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成24年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第34号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第23条の表中

浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市	南部福祉保健所
----------------------------------	---------

を

「

浦添市 豊見城市 南城市 糸満市	南部福祉保健所
---------------------------	---------

に改める。

」

第11号様式中

上記の金額は決定通知書と照会の結果請求額のとおり相違ないことを証明します。	証明者 _____ ㊟ 機関名 _____ 福祉保健所
_____ 年 _____ 月 _____ 日 上記の金額は _____ 代金受領者 _____ ㊟ _____ 資金として正に領収しました。	を

「

上記の金額は、決定通知書と照会の結果請求額のとおり相違ないことを証明します。	_____ 年 _____ 月 _____ 日 証明者 _____ ㊟ 機関名 _____ 福祉保健所
--	---

に改める。

」

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第35号

母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則を廃止する規則

母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則（平成12年沖縄県規則第68号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に行われ、又は行われるべきであった廃止前の母子保健法に基づく費用の徴収に関す

る規則の規定による費用の徴収については、なお従前の例による。

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第36号

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則

沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第4条中「財務課」を「総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第222号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成25年 4月 1日から施行する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県水産海洋技術センター

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所

沖縄県工芸振興センター

沖縄県告示第223号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成25年 4月 1日から施行する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中央保健所

沖縄県水産海洋研究センター

沖縄県水産海洋研究センター石垣支所

沖縄県新石垣空港建設事務所

訓 令

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

陳情等処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

陳情等処理規程の一部を改正する訓令

陳情等処理規程（昭和59年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

沖縄県消防学校

沖縄県消防学校非常勤講師設置規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県消防学校非常勤講師設置規程

(設置)

第1条 沖縄県消防学校（以下「消防学校」という。）における教育訓練を円滑に実施し、安全管理を徹底させるため、沖縄県消防学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）を設置する。

(身分)

第2条 非常勤講師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 非常勤講師は、消防学校の校長（以下「校長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防職員、消防団員等に対する教育訓練時における安全対策の実施及び安全管理の講義に関すること。
- (2) 消防学校の資機材の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱等)

第4条 非常勤講師は、消防学校が行う教育訓練時における安全管理について十分な知識を有し、かつ、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

2 非常勤講師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、知事公室秘書課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 非常勤講師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 非常勤講師の勤務場所は、消防学校とする。

2 非常勤講師の勤務日数及び勤務時間は次のとおりとし、勤務する日及び1日当たりの勤務時間は校長が別に定める。

- (1) 勤務日数は、1月につき16日以内とする。
- (2) 勤務時間は、1週につき29時間以内とする。

(服務)

第7条 非常勤講師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 非常勤講師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 非常勤講師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 非常勤講師として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第18条第2号中「あいさつ状」を「挨拶状」に改める。

第19条第1項、第20条及び第28条第6項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第31条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第43条第1項第5号中「あいさつ文」を「挨拶文」に改める。

第54条第2項中「あて先」を「宛先」に改める。

別表第1中 「 広 報 課 知広 」 を

「 広 報 課 知広
交 流 推 進 課 知交 」 に、

「 行 政 改 革 推 進 課 総行 」 を

「 行 政 管 理 課 総行 」 に、

「 農林水産部 農 林 水 産 企 画 課 農企 」 を

「 農林水産部 農 林 水 産 総 務 課 農総 」 に、

「 新 産 業 振 興 課 商新
商 工 振 興 課 商商 」 を

「 国 際 物 流 推 進 課 商国
も の づ くり 振 興 課 商も
中 小 企 業 支 援 課 商中 」 に、

「 情 報 産 業 振 興 課 商情
経 営 金 融 課 商経 」 を

」

情 報 産 業 振 興 課	商情
---------------	----

に、

観 光 振 興 課	文振
交 流 推 進 課	文交

を

観 光 振 興 課	文振
-----------	----

に、

土木建築部	土 木 企 画 課	土企
-------	-----------	----

を

土木建築部	土 木 総 務 課	土総
-------	-----------	----

に、

	施 設 建 築 課	土施
	新 石 垣 空 港 課	土石

を

	施 設 建 築 課	土施
--	-----------	----

に改める。

別表第2中

中 部 保 健 所	中部保
中 央 保 健 所	中保

を

中 部 保 健 所	中部保
-----------	-----

に、

水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー	水研
水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー 石 垣 支 所	石水

を

水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー	水技
水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 石 垣 支 所	石水

に、

南 部 林 業 事 務 所	南林
水 産 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	水普

を

南 部 林 業 事 務 所	南林
---------------	----

に、

工 業 技 術 セ ン タ ー	工技
-----------------	----

を

工 業 技 術 セ ン タ ー	工技
工 芸 振 興 セ ン タ ー	工芸

に、

下 水 道 管 理 事 務 所	下管
-----------------	----

新 石 垣 空 港 建 設 事 務 所	新石
---------------------	----

を

下 水 道 管 理 事 務 所	下管
-----------------	----

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

法律顧問設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

法律顧問設置規程の一部を改正する訓令

法律顧問設置規程（平成 5年沖縄県訓令第 1号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

「第 3 節 基地対策課	を	「第 3 節 交流推進課	
目次中 第 4 節 返還問題対策課		第 4 節 基地対策課	に、「行政改革推進課」を「行政管理
第 5 節 防災危機管理課」		第 5 節 地域安全政策課	
		第 6 節 防災危機管理課」	

課」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に、「新産業振興課」を「国際物流推進課」に、

「第 3 節 商工振興課

- 定型商商 1 大規模小売店舗の新設の届出
- 定型商商 2 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商商 3 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商商 4 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商商 5 大規模小売店舗の廃止の届出
- 定型商商 6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見
- 定型商商 7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見
- 定型商商 8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出
- 定型商商 9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告
- 定型商商 10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

「第 3 節 ものづくり振興課」に、「第 4 節 経営金融課」を

「第 4 節 中小企業支援課

- 定型商中 1 大規模小売店舗の新設の届出
- 定型商中 2 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商中 3 大規模小売店舗の変更の届出

定型商中4 大規模小売店舗の変更の届出

定型商中5 大規模小売店舗の廃止の届出

定型商中6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見

定型商中7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

定型商中8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出

定型商中9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告

定型商中10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

に、

「第3節 交流推進課

第4節 文化振興課

第5節 スポーツ振興課」

を「第3節 文化振興課

第4節 スポーツ振興課」

に、「土木企画課」を「土木総務課」に、「定

型土企1」を「定型土総1」に、「定型土企2」を「定型土総2」に、「定型土企3」を「定型土総3」に、

「第15節 新石垣空港課

第11章 出納事務局」

を「第11章 出納事務局」に改める。

定型共通4中「(4(2)の場所)に納付すること」を「に納付すること」に、「(4(1)の日時)までに____(4(2)の場所)へ」を「(4(1)の日時)に____(4(2)の場所)へ」に改める。

第2章中第4節を削り、第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 交流推進課

第2章中第5節を第6節とし、同節の前に次の1節を加える。

第5節 地域安全政策課

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 行政管理課

定型環自5中「第5条第2項」の次に「において準用する同条例第4条第2項」を加える。

定型環自21定型の名称中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

第7章第1節を次のように改める。

第1節 農林水産総務課

定型農森11中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2の次に次のように加える。

3 指定施業要件において植栽に関する指定を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

定型農森12中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注5を同定型注6とし、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2の次に次のように加える。

3 指定施業要件において植栽に関する指定を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

定型農森15中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2の次に次のように加える。

3 指定施業要件において植栽に関する指定を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

定型農森18中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2の次に次のように加える。

3 指定施業要件において植栽に関する指定を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

定型農森19中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2の次に次のように加える。

3 植栽に関する指定施業要件の変更を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

定型農森22中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注5を同定型注6とし、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2の次に次のように加える。

3 植栽に関する指定施業要件の変更を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

種」を削ること。

定型農森23中「限度」の次に「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を加え、同定型注4を同定型注5とし、同定型注3を同定型注4とし、同定型注2を同定型注3とし、同定型注1の次に次のように加える。

2 指定施業要件において植栽に関する指定を行わないときは、3の項中「並びに植栽の方法、期間及び樹種」を削ること。

第8章第2節から第4節までを次のように改める。

第2節 国際物流推進課

第3節 ものづくり振興課

第4節 中小企業支援課

定型商中1 大規模小売店舗の新設の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第5条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第5条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第5条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 届出年月日 平成__年__月__日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成__年__月__日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 __平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 __時__分から__時__分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中2 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前
変更後
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
変更後
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
変更後
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成__年__月__日
 - (2) 4(2) 平成__年__月__日
 - (3) 4(3) 平成__年__月__日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

※ 4(3)について、小売業の入れ替えではなく、入居又は撤退の場合は次のように記載する。

- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
追加する者

削除する者

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中3 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第2項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の新設をする日
変更前 平成__年__月__日
変更後 平成__年__月__日
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 __平方メートル
変更後 __平方メートル
 - (3) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (4) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (5) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
 - (8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

5 変更する年月日

(1) 4(1)から(6)まで 平成__年__月__日

(2) 4(7)から(10)まで 平成__年__月__日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中4 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法附則第5条第4項及び同法第6条第2項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 届出年月日 平成__年__月__日

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 __平方メートル

変更後 __平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

5 変更する年月日

(1) 4(1)から(5)まで 平成__年__月__日

(2) 4(6)から(9)まで 平成__年__月__日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中5 大規模小売店舗の廃止の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第5項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第6項及び大規模小売店舗立地法施行規則第10条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 __平方メートル
廃止後 __平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成__年__月__日

定型商中6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見**行為の根拠** 大規模小売店舗立地法第8条第1項及び第2項**公告の根拠** 大規模小売店舗立地法第8条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第14条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第__条第__項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 法第8条第1項の規定による市町村の意見の概要
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要
- 5 縦覧期間 平成__年__月__日から同年__月__日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

定型商中7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見**行為の根拠** 大規模小売店舗立地法第8条第4項**公告の根拠** 大規模小売店舗立地法第8条第6項及び大規模小売店舗立地法施行規則第15条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第__条第__項の届出に対する法第8条第4項の規定による意見の概要について、同条第6項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 通知した日 平成__年__月__日
- 4 法第8条第4項の規定による意見の概要
- 5 縦覧期間 平成__年__月__日から同年__月__日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

定型商中8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出**行為の根拠** 大規模小売店舗立地法第8条第7項**公告の根拠** 大規模小売店舗立地法第8条第8項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 __平方メートル
変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
 - (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで
 - (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
 - (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第17条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の届出に対する法第9条第1項の規定による勧告の内容について、同条第3項の規定により公告する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 勧告した日 平成__年__月__日
- 4 法第9条第1項の規定による勧告の内容

定型商中10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第4項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第5項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第9条第4項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 __平方メートル
変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

第9章中第3節を削り、第4節を第3節とし、第5節を第4節とする。

第10章第1節の節名を次のように改める。

第1節 土木総務課

定型土企1を定型土総1とし、定型土企2を定型土総2とし、定型土企3を定型土総3とする。

第10章第15節を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の被服等貸与規程(昭和48年沖縄県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に、「水産業改良普及センター」を「水産海洋技術センター」に、「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に、「商工振興課に勤務する者で試験研究」を「工芸振興センターに勤務する者で技術及び製品の開発支援」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第17号

知 事 部 局

沖縄県行政考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県行政考査規程の一部を改正する訓令

沖縄県行政考査規程(昭和49年沖縄県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「総務部行政改革推進課」を「総務部行政管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第18号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（平成23年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「上原良幸」を「高良倉吉」に改め、同号アを次のように改める。

ア 知事公室に関する事項

第1条第1号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、オの次に次のように加える。

カ 企業局に関する事項

第1条第1号キを次のように改める。

キ 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項であって、公室及び部が所掌するもの以外のもの

第1条第2号中「与世田兼稔」を「川上好久」に改め、同号アを次のように改める。

ア 総務部に関する事項

第1条第2号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 企画部に関する事項

第1条第2号キを削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第19号

沖縄県労働委員会訓令第1号

沖縄県議会訓令第3号

沖縄県人事委員会訓令第1号

沖縄県監査委員訓令第1号

知 事 局

労働委員会事務局

議会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県労働委員会会長 藤 田 広 美

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県人事委員会委員長 玉 城 健

沖縄県代表監査委員 知 念 建 次

沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員住宅貸付規程（昭和60年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1北部職員住宅の項中「、金武町」を「及び金武町」に改める。

別表第2沖縄本島中南部の項を削り、同表北部の項中「、北部土木事務所長」を「及び北部土木事務所長」に、同表宮古の項中「、宮古土木事務所長」を「及び宮古土木事務所長」に、同表八重山の項中「、八重山土木事務所長、新石垣空港建設事務所長」を「及び八重山土木事務所長」に、同表東京の項中「、東京

事務所建設農水課長」を「及び東京事務所建設農水課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第20号

福 祉 保 健 部

社会福祉法人等指導監査専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

社会福祉法人等指導監査専門員設置規程の一部を改正する訓令

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び社会福祉法その他関係法令に基づき設置された社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対して行う指導監査業務を円滑に推進するため、福祉保健部福祉保健企画課（以下「福祉保健企画課」という。）に、社会福祉法人等指導監査専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部福祉保健企画課」を「福祉保健企画課」に改め、同条第2項中「16日」を「、16日」に、「福祉保健企画課長」を「、福祉保健企画課長」に改め、同条第3項中「受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

第8条に次の1号を加える

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「の施行」を「に定めるもののほか、専門員」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第21号

福 祉 保 健 部

沖縄県介護給付適正化支援員設置規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県介護給付適正化支援員設置規程

(設置)

第1条 介護保険における給付の適正化を図るため、福祉保健部高齢者福祉介護課に介護給付適正化支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第251号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 支援員は、福祉保健部高齢者福祉介護課長（以下「高齢者福祉介護課長」という。）の指揮監督を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 要介護認定の適正化に関すること。
- (2) 居宅サービス計画及び居宅介護予防サービス計画の点検に関すること。
- (3) 医療情報との突合・縦覧に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者福祉介護課長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 支援員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医療、保健及び福祉に関する専門的知識を有し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画作成業務等に5年以上の経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 支援員の勤務場所は、福祉保健部高齢者福祉介護課とする。

- 2 支援員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、高齢者福祉介護課長が別に定める。
- 3 支援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 支援員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

沖縄県女性相談員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性相談員設置規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県女性相談員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県女性相談員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2回を限度に」を「2回に限り」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第10条中「の施行」を「に定めるもののほか、相談員」に改める。

(心理療法嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 心理療法嘱託員設置規程(平成12年沖縄県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(児童虐待対応協力員設置規程の一部改正)

第3条 児童虐待対応協力員設置規程(平成12年沖縄県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程の一部改正)

第4条 児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程(平成14年沖縄県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(里親対応専門員設置規程の一部改正)

第5条 里親対応専門員設置規程(平成16年沖縄県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(家庭児童支援員設置規程の一部改正)

第6条 家庭児童支援員設置規程(平成17年沖縄県訓令第44号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県母子福祉協力員設置規程の一部改正)

第7条 沖縄県母子福祉協力員設置規程(平成23年沖縄県訓令第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2回を限度に」を「2回に限り」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

福 祉 保 健 部

沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県女性相談所生活指導専門員設置規程(平成7年沖縄県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2回を限度に」を「2回に限り」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「勤務日数は月のうち」を「1月の勤務日数は、」に、「所長」を「、所長」に改める。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 専門員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 専門員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「必要」を「専門員に関し必要」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第24号

福 祉 保 健 部

虐待専門カウンセラー設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

虐待専門カウンセラー設置規程等の一部を改正する訓令

(虐待専門カウンセラー設置規程の一部改正)

第1条 虐待専門カウンセラー設置規程（平成13年沖縄県訓令第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県若夏学院生活指導専門員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県若夏学院生活指導専門員設置規程（平成16年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第1項第1号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条を次のように改める。

(服務)

第8条 専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 専門員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 専門員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(家庭支援専門相談員設置規程の一部改正)

第3条 家庭支援専門相談員設置規程（平成16年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条を次のように改める。

(服務)

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(児童指導員設置規程の一部改正)

第4条 児童指導員設置規程（平成16年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条を次のように改める。

(服務)

第8条 指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とす

る。

4 指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程の一部改正)

第5条 児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程（平成17年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを（「委嘱及び委嘱期間」）に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部改正)

第6条 沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(沖縄県女性相談所嘱託医設置規程の一部改正)

第7条 沖縄県女性相談所嘱託医設置規程（平成19年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「の施行」を「に定めるもののほか、嘱託医」に改める。

(児童扶養手当等認定事務員設置規程の一部改正)

第8条 児童扶養手当等認定事務員設置規程（平成19年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等」を「児童扶養手当等」に改める。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第3項中「受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「の施行」を「に定めるもののほか、認定事務員」に改める。

(沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程の一部改正)

第9条 沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程（平成19年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「の施行」を「に定めるもののほか、嘱託法律専門家」に改める。

(児童相談所生活指導専門員設置規程の一部改正)

第10条 児童相談所生活指導専門員設置規程（平成20年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第1項第3号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に、「第21条第6項」を「第43条」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部改正)

第11条 待機児童対策特別事業指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。
(学習指導嘱託員設置規程の一部改正)

第12条 学習指導嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。
(沖縄県母子自立支援員設置規程の一部改正)

第13条 沖縄県母子自立支援員設置規程（平成24年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第25号

福 祉 保 健 部

施設医療給付専門指導員設置規程及び沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

施設医療給付専門指導員設置規程及び沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

(施設医療給付専門指導員設置規程の一部改正)

第1条 施設医療給付専門指導員設置規程（平成10年沖縄県訓令第49号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を削る。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第47号）の一部を次のとおり改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第26号

福 祉 保 健 部

精神医療診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

精神医療診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条第3項中「職務を」を「職を」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第27号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（知事決裁事項及び課長専決事項に係る会計課長の審査）

第6条の2 事務決裁規程第5条第21号に規定する予算執行並びに事務決裁規程第6条の2第18号アからオまでに規定する予算執行及び支出負担行為の事務については、会計課長に回議し、及びその審査を受けなければならない。

第9条中「及び第11条第2項」を「、第11条第2項」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第1会計課の項第6号及び第7号を削り、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号中「第46条第2項」を「第46条第3項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号及び第11号を削り、同項第12号を同項第8号とし、同項第13号を同項第9号とし、同項第14号を同項第10号とし、同項第15号を削り、同表物品管理課の項を削る。

別表第2物品管理課の項第3号を削り、同項第4号中「競争入札に参加することのできる者の資格に関する要綱」を「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同号を同項第5号とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「（班長付を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第1知事公室部の項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める。

別表第2知事公室部の項中

広報班 班長 広報課長	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 記者発表に関すること。	を
----------------	---	---

広報班 班長 広報課長	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 記者発表に関すること。	に改め、
----------------	---	------

交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	
--------------------	---------------------------------------	--

同表総務部の項中「行政改革推進班」を「行政管理班」に、「行政改革推進課長」を「行政管理課長」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産企画課長」を「農林水産総務課長」に改め、同表商工労働部の項中

新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
商工振興班 班長 商工振興課長	1 工場等製造業施設の被害調査に関する事。 2 店舗等商業施設の被害調査に関する事。 3 生活物資の流通調整に関する事。
経営金融班 班長 経営金融課長	1 災害時における中小企業に関する事。 2 被災商工業者に対する金融に関する事。

を

国際物流推進班 班長 国際物流推進課長	生活物資の流通調整に関する事。
ものづくり振興班 班長 ものづくり振興課長	工場等製造業施設の被害調査に関する事。
中小企業支援班 班長 中小企業支援課長	1 災害時における中小企業に関する事。 2 被災商工業者に対する金融に関する事。 3 店舗等商業施設の被害調査に関する事。

に改め、

同表文化観光スポーツ部の項中

観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関する事。 2 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する事。

を

観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関する事。 2 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
--------------------	---

に改め、

同表土木建築部の項中「土木企画課長」を「土木総務課長」に、

施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事。
新石垣空港班 班長 新石垣空港課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

を

施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事。
--------------------	---

に改

める。

別表第3 沖縄県災害対策南部地方本部の項中

総括班
班長 南部土木事事務所長
生活福祉班
班長 南部福祉保健所長
医療衛生班
班長 南部保健所長
班長付 中央保健所長

を

総括班
班長 南部土木事事務所長
生活福祉班
班長 南部福祉保健所長
医療衛生班
班長 南部保健所長

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県国民保護対策本部長

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県緊急対処事態対策本部長

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「（班長付を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第1 知事公室部の項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める。

別表第2 知事公室部の項中

広報班 班長 広報課長	1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関する こと。 2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び 収録に関すること。	を
----------------	---	---

広報班 班長 広報課長	1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関する こと。 2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び 収録に関すること。	に改め、
----------------	---	------

交流推進班	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する	
-------	-----------------------------	--

班長 交流推進課長 すること。

同表総務部の項中「行政改革推進班」を「行政管理班」に、「行政改革推進課長」を「行政管理課長」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産企画課長」を「農林水産総務課長」に改め、同表商工労働部の項中

新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に關すること。	を
商工振興班 班長 商工振興課長	1 工場等製造業施設の被害調査に關すること。 2 店舗等商業施設の被害調査に關すること。 3 生活物資の流通調整に關すること。	
経営金融班 班長 経営金融課長	1 被災中小企業の振興に關すること。 2 被災商工業者に対する金融に關すること。	

国際物流推進班 班長 国際物流推進課長	生活物資の流通調整に關すること。	に改め、
ものづくり振興班 班長 ものづくり振興課長	工場等製造業施設の被害調査に關すること。	
中小企業支援班 班長 中小企業支援課長	1 被災中小企業の振興に關すること。 2 被災商工業者に対する金融に關すること。 3 店舗等商業施設の被害調査に關すること。	

同表文化観光スポーツ部の項中

観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に關すること。 2 観光施設の保全対策及び被害調査に關すること。	を
交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖繩県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に關すること。	

観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に關すること。 2 観光施設の保全対策及び被害調査に關すること。	に改め、
--------------------	---	------

同表土木建築部の項中「土木企画課長」を「土木総務課長」に、

施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に關すること。 2 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に關すること。	を
新石垣空港班 班長 新石垣空港課長	部内各班又は他部の応援に關すること。	

施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に關すること。 2 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に關すること。	に改
--------------------	---	----

める。

別表第4 南部地方本部の項中

「
総括班
班長 南部土木事務所長
生活福祉班
班長 南部福祉保健所長
医療衛生班
班長 南部保健所長
班長付 中央保健所長
」

を

「
総括班
班長 南部土木事務所長
生活福祉班
班長 南部福祉保健所長
医療衛生班
班長 南部保健所長
」

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
--	---